

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2021 年 11 月 1 日

セコム株式会社
セコム上信越株式会社

2021年11月1日

株式交換に関する事後開示書類
(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号
及び会社法施行規則第190条に定める書面)

東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
セコム株式会社
代表取締役社長 尾関 一郎

新潟県新潟市中央区新光町1番地 10
セコム上信越株式会社
代表取締役社長 山中 善紀

セコム株式会社（以下「セコム」といいます。）及びセコム上信越株式会社（以下「セコム上信越」といいます。）は、2021年8月6日に締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2021年11月1日を効力発生日として、セコムを株式交換完全親会社とし、セコム上信越を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2021年11月1日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
会社法第784条の2の規定により本株式交換の差止請求を行ったセコム上信越の株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過
セコム上信越は、会社法第785条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定により、2021年9月10日付で、セコム上信越の株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社であるセコムの商号及び住所並びに買取口座を電子公告の方法により公告いたしました。が、会社法第785条第1項の規定により株式買取請求を行ったセコム上信越の株主はおりませんでした。
 - (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過
該当事項はありません。
 - (4) 会社法第789条（債権者異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。
3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）

- (1) 会社法第 796 条の 2 (株式交換の差止請求) の規定による請求に係る手続の経過
セコムは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 797 条 (株式買取請求) の規定による手続の経過
セコムは、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2021 年 8 月 16 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるセコム上信越の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。
なお、セコムは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第 799 条 (債権者異議) の規定による手続の経過
該当事項はありません。
4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数 (会社法施行規則第 190 条第 4 号)
- 本株式交換によりセコムに移転したセコム上信越の株式の数は、本株式交換によりセコムがセコム上信越の発行済株式の全部 (ただし、セコムが所有するセコム上信越株式を除きます。) を取得する時点の直前時 (以下「基準時」といいます。) のセコム上信越の発行済株式総数からセコムが所有するセコム上信越の株式の数を除外した 1,539,179 株です。なお、上記発行済株式総数は、後記 5. (4) 記載の自己株式の消却が行われた後のものです。
5. その他本株式交換に関する重要な事項 (会社法施行規則第 190 条第 5 号)
- (1) セコムは、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨をセコムに通知したセコムの株主はおりませんでした。
 - (2) セコム上信越は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2021 年 9 月 27 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
 - (3) セコム上信越の普通株式は、株式会社東京証券取引所市場第二部において 2021 年 10 月 28 日付で上場廃止となりました。
 - (4) セコム上信越は、2021 年 10 月 27 日開催の取締役会の決議に基づき、基準時をもって、基準時において所有していた自己株式 245,078 株の全てを消却いたしました。
 - (5) セコムは、本株式交換により、基準時のセコム上信越の株主 (ただし、セコムを除きます。) に対して、その所有するセコム上信越の普通株式 1 株につきセコムの普通株式 0.74 株の割合をもって、セコムの普通株式を割当交付いたしました。なお、セコムが割当交付したセコムの普通株式の合計は 1,138,992 株であり、その全てをセコムが保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。
 - (6) 本株式交換に伴い増加した、セコムの資本金及び準備金の額は、それぞれ以下のとおりです。
 - ① 資本金 : 0 円
 - ② 資本準備金 : 会社計算規則第 39 条に従いセコムが別途定める額
 - ③ 利益準備金 : 0 円

以上